

四日市市告示第139号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第210号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付申請書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、耐震診断を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 耐震診断見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (4) 耐震診断を行う者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し
- (5) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- (6) 補助対象部分が旧耐震基準の建物であることを証する書類
- (7) 付近見取り図、各階平面図、面積表及び現況外観写真（対象建築物がわかるもの）
- (8) 増築等を行っている場合は、その経緯がわかる書類
- (9) 基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書
- (10) 建物の高さが道路幅員の2分の1以上あること等がわかる図（立面図、断面図）
- (11) （該当する建築物のみ）違反箇所の是正状況を示した報告書又は是正計画
- (12) その他、市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)